

Audit Quality Report 2026

監査品質のマネジメントに関する
年次報告書



五十鈴監査法人

ISUZU AUDIT CORPORATION

Since 1983

CONTENTS

01	1. 監査品質向上に向けた取組み及び事務所概要
05	2. 品質管理基盤の状況
16	3. 組織・ガバナンス基盤の状況
17	4. 人的基盤の状況
22	5. IT基盤の状況
23	6. 財務基盤の状況
24	7. 国際対応基盤の状況
25	8. ガバナンス・コードへの対応状況

当年度報告書は基本的に2025年度の状況について記載しておりますが、一部2026年度の新たな取組みについて記載している箇所があり、該当箇所に★印を付しております。

なお、3月決算法人である当監査法人における年度の対象期間は次のとおりです。

2025年度 … 2025年4月1日から2026年3月31日まで
2026年度 … 2026年4月1日から2027年3月31日まで

1

監査品質向上に向けた取り組み及び
事務所概要

総括代表社員からのメッセージ

“五十鈴川の静謐な流れのごとく、
皆様に安心を与え、
より信頼される監査法人を目指します。”



五十鈴監査法人
総括代表社員

下津 和也

五十鈴監査法人の歴史

三重県伊勢市を流れる清流・五十鈴川にその名を由来する私ども五十鈴監査法人は、1983年5月の設立以来、40年以上に亘り地元、三重県を中心に東海地方における地域経済や社会と密接な関係を保っております。40年の歴史の中では幾度かの世代交代を経っていますが、常に監査の専門家としての矜持を保持し、高品質な監査サービスを提供することで企業、投資家及び資本市場の参加者全体の安定的な発展に寄与することを使命と考えてきました。

当監査法人の役割と使命

東海地方に根差す当監査法人は、高度な専門性と高い倫理観をもって監査・保証業務を提供し、企業・団体・地域社会から信頼されるパートナーとして、地元・東海地方を中心に、資本市場の発展と健全な経済活動の維持向上に貢献することを使命として歩んでまいりました。近年では経済のグローバル化や多様化など、企業を取り巻く経営環境も大きく変化しており、企業は次々と高度で複雑な課題に直面し、その対応に迫られています。

そのような環境下において、当監査法人は中小規模監査法人としての役割と使命を意識し、「高品質の監査」・「価値観の共有」・「地域社会への貢献」を経営理念として掲げております。

クライアントとの深度あるコミュニケーション

クライアントとの深度あるコミュニケーションは、クライアントの経営課題から生じる監査及び会計上の検討事項に適時かつ適切に対処するために不可欠です。また、クライアントと良好な関係性を構築することで、決してクライアントに迎合するのではなく、職業的専門家として認めることができないことに対して毅然と誠実に対応することができると考えています。

当監査法人の目指すもの

当監査法人は十分な監査品質を担保し、クライアントの皆様との人のつながりを大切にすることで信頼を醸成しながら、言わば資本市場や地域経済の「縁の下の力持ち」のような存在であり続け、今後もクライアントの皆様、地域、社会に信頼される監査法人としての責任を果たしてまいります。

1

監査品質向上に向けた取り組み及び 事務所概要

当監査法人の経営理念

高品質の監査、価値観の共有、地域社会への貢献を柱に、
監査品質の継続的な向上に取り組んでいます。

01 | 高品質の監査

✓ 品質管理活動への積極的な取り組み

当監査法人では、品質管理担当社員を委員長とする「監査品質委員会」を設置し、品質管理に関連した情報収集や品質管理システムの体制整備を行っています。また、大手監査法人で品質管理を担当した人材を採用してその知見を活用するなど、積極的に品質管理活動を行っています。

✓ 高い専門性を有する人材と監査チーム構成

当監査法人は、監査・保証業務のみならず、株式公開支援業務(IPO)、企業組織再編に関するアドバイザリーや財務デュー・デリジェンスを含むファイナンシャルアドバイザリーサービス(FAS)業務、その他のコンサルティング業務等にこれまで幅広く対応してまいりました。そのような業務を通して知識、経験を蓄積した人材や、大手監査法人での監査業務を幅広く経験した人材など、当監査法人は様々なバックボーンを持つ人材から構成されています。これらの人材を適切に各監査チームに配分しています。

✓ クライアントとの適時のコミュニケーションの重視

当監査法人は常勤職員比率が高く、クライアントからの問合せに適時に対応することができる体制としています。また、特に監査上・会計上の重要論点について早期に問題点の解決を図ることができるよう、クライアントとの迅速なコミュニケーションを重視しています。さらに監査責任者自らが積極的に往査することで、より円滑なコミュニケーションが進むよう努めています。

02 | 価値観の共有

監査品質を維持するためには職業的専門家としての専門的能力とともに高い倫理観、誠実性、幅広い見識が求められると考えていることから、当監査法人では、これらの素養を社員・職員が備えるべく自己研鑽に励み、人材教育を継続するとともに、自由闊達なコミュニケーションの出来る「風通しの良い組織風土」の醸成を重視しています。その上で各専門要員が監査品質に関する価値観を共有し、クライアントの皆様へ迅速かつ安心感のあるサービスを提供できると自負しています。

03 | 地域社会への貢献

三重県津市において設立されて40年超の歴史を有する当監査法人は、三重県のみならず東海地方におけるクライアントの皆様とともに過ごしてまいりました。専門要員は愛知・岐阜・三重の東海3県の出身者を中心に構成しており、地域経済の特性を理解した上でクライアントの皆様とのコミュニケーションを積極的に図り、地域社会に貢献してまいりたいと考えています。

1

監査品質向上に向けた取組み及び
事務所概要

五十鈴監査法人 概要

設 立	1983年5月23日
代表者	総括代表社員 下津 和也
役員構成	(2026年3月31日 現在) 本部・津事務所 代表社員 下津 和也 (総括代表社員・津事務所所長) 代表社員 端地 忠司 (副総括代表社員) 代表社員 中出 進也 社員 岡根 良征 社員 船越 勇輝 (品質管理担当) 桑名事務所 代表社員 西野 賢也 (桑名事務所所長) 代表社員 岩田 哲也 社員 高士 雄次

人員構成 (2026年3月31日 現在)

▶ 公認会計士

社員	8名
マネージャー	15名
シニア	3名
スタッフ	17名

▶ その他

公認会計士試験合格者	3名
スタッフ (監査アシスタント)	4名
事務系職員	2名

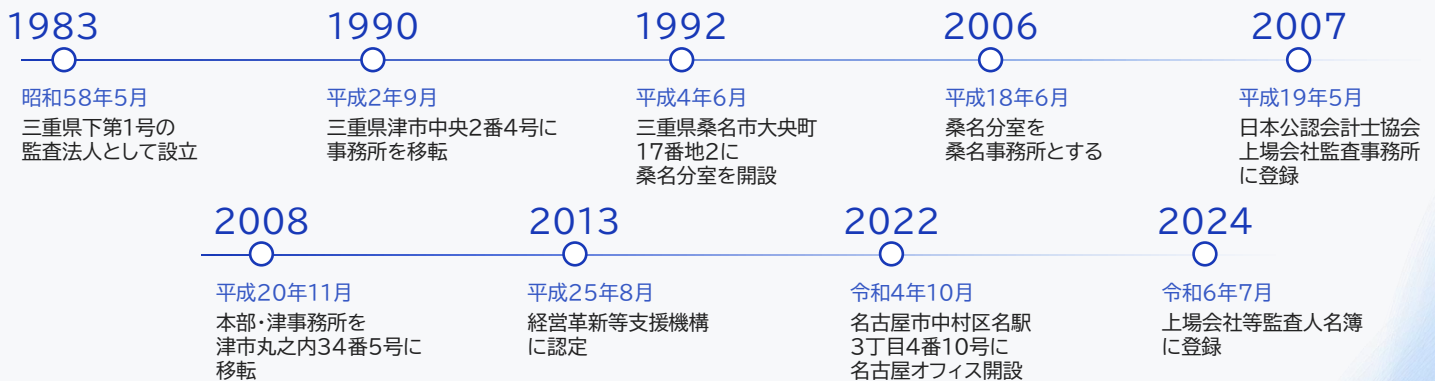
合計 52名

| 監査クライアント (2026年3月31日 現在)

金融商品取引法・会社法監査	13法人
会社法監査	12法人
信用金庫法監査	8法人
学校法人監査	7法人
その他の法定監査	9法人
任意監査等	23法人
TPM監査	2法人

合計 74法人

沿 革



所在地



本部・津事務所

三重県津市丸之内34番5号
(津中央ビル6階)

TEL 059-227-5002
FAX 059-227-5196



桑名事務所

三重県桑名市大中央町17番地2

TEL 0594-22-1471
FAX 0594-23-4425



名古屋オフィス

愛知県名古屋市中村区名駅
3丁目4番10号
(アルティメイト名駅1st6階)

TEL 052-433-1217
FAX 052-433-1218

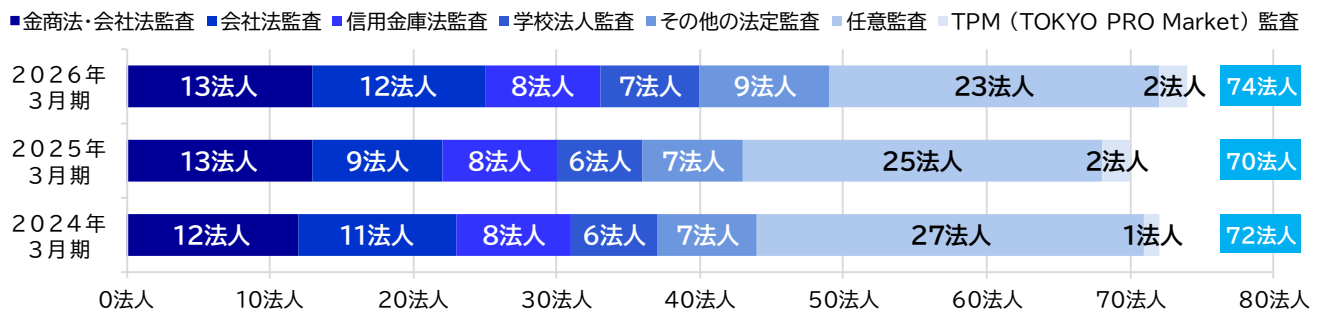
1

監査品質向上に向けた取り組み及び
事務所概要

五十鈴監査法人 概要

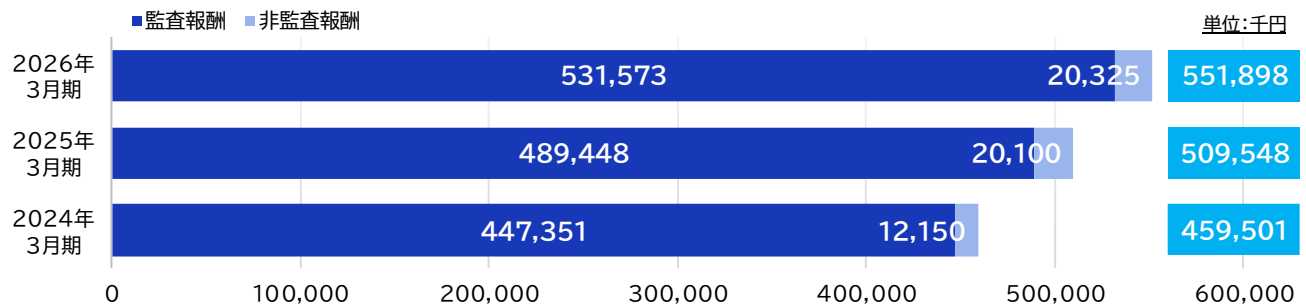
01 監査クライアントの推移

上場会社に加え、金融機関・学校法人・その他非営利法人など、多様な監査業務に対応しています。



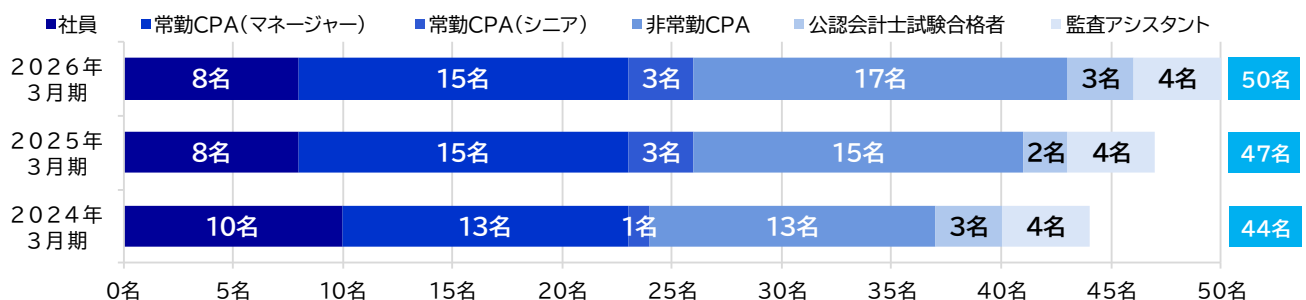
02 売上高の推移

監査業務を基盤としつつも、FAS業務や合意された手続等の非監査業務にも対応しています。



03 専門要員の推移

当監査法人は常勤職員を主体としています。監査業務を実施するに当たり、現状で十分な人員を確保できていると認識しています。



2 品質管理基盤の状況

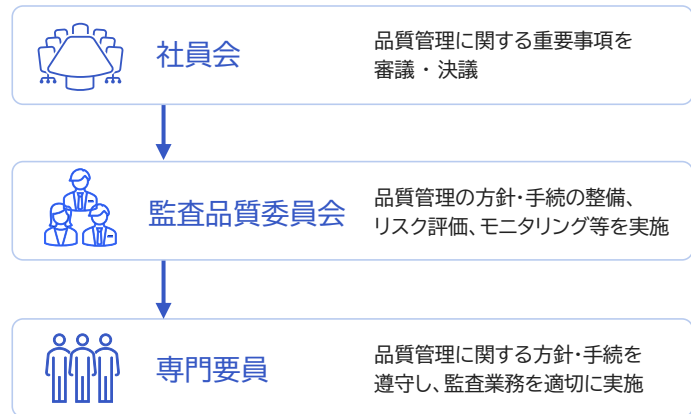
品質管理システムの概要

公認会計士法を始めとした各種法令、企業会計審議会が公表した「監査に関する品質管理基準」及び日本公認会計士協会が公表した品質管理基準報告書等に準拠し、以下のとおり品質管理システムを整備・運用しています。

01 品質管理体制

継続的な監査品質の向上を図るため「監査品質委員会」を組織し、監査品質委員長が当該委員会を統括しています。委員会の構成員が業務を分担することにより、組織的に品質管理活動を実施しています。監査品質委員会が中心となり「監査の品質管理規程」及びこれに関連するガイドラインや監査マニュアルを作成し、社員会での決議を経て専門要員に周知しています。

▶ P11「2. 品質管理基盤の状況 - 監査品質委員会」をご参照ください。



02 品質管理システムの概要及びリスク評価プロセス

「監査に関する品質管理基準（企業会計審議会）」で示される品質管理システムの構成要素に基づき品質目標を設定し、品質目標の達成を阻害するリスクの識別・評価、リスクへの対処を行うとともに、その運用状況をモニタリングしています。



03 品質管理システムの評価

「監査に関する品質管理基準」では、品質管理システムに関する最高責任者が、少なくとも年に一度特定の基準日において品質管理システムについて評価しなければならないと定めています。当該評価結果については品質管理担当社員より、社員会に報告されます。

評価基準日	評価結果
2026年 3月31日 (事業年度末)	品質管理システムの運用状況について特段の不備は識別しておりません。

2 品質管理基盤の状況

法令・倫理規則等の遵守

01 職業倫理の遵守及び独立性の保持

「監査の品質管理規程」に基づき、職業倫理に関する規定を遵守するための方針及び手続を定めています。全ての構成員を対象に「独立性に関するチェックリスト」による調査を実施し、必要に応じて追加確認を行っています。また、インサイダー取引防止規程を定めて遵守を求めるとともに、年に一度、独立性に関するチェックリストの調査と同時に「インサイダー取引防止に関する誓約書」の提出を求めています。

基準日

毎年 5月1日

年次確認書類

独立性に関するチェックリスト
インサイダー取引防止に関する誓約書

独立性に関するチェック結果

チェックリストの回答率	100 %
識別された違反件数	0 件

インサイダー取引防止に関する誓約書の回答率

誓約書の回答率	100 %
識別された違反件数	0 件

02 監査ホットライン

当監査法人のウェブサイトにおいて監査ホットライン窓口を設置しており、内部及び外部からの通報に対して伝えられた情報を適切に活用する体制を定めています。

監査ホットライン
Hotline

窓口：監査品質委員会

五十鈴監査法人は、公正な法人運営を行っていくため、当法人の業務に係る、法令等の違反行為または違反するおそれのある行為（不正・粉飾、公認会計士の独立性に抵触する行為、インサイダー取引等）に関する情報を、当法人の内外から広く収集し、当法人の提供する業務の品質の向上及びコンプライアンスの強化・徹底を図ることを目的として「監査ホットライン」を設置しています。当法人の監査業務に関する情報をお持ちの方は、以下に記載しているご留意いただきたい事項にご同意の上、ご連絡ください。

03 ローテーションの方針及び手続

「監査の品質管理規程」等において、公認会計士法及び日本公認会計士協会の倫理規則等に準拠した社員のローテーションに関する方針を定めています。ローテーション計画は品質管理担当社員が策定し、社員会の協議を経て決定しています。当該ローテーション計画は随時検討をしています。

基準日：2026年5月1日

基準日時点：倫理規則等の準拠違反なし

2 品質管理基盤の状況

監査業務について

監査ツールの整備、電子監査調書の管理、監査契約の受嘱判断などを通して、監査業務を一貫して管理しています。

01 監査業務の実施

品質管理に関する適切な方針及び手続として「監査の品質管理規程」を定めており、各専門要員がこれを遵守しています。なお、実際に専門要員が実施すべき具体的な手続については「監査の品質管理規程に関するガイドライン」を始めとした各種ガイドラインにおいて定めています。

当監査法人では中小事務所等施策調査会が提供する監査マニュアル(監査ツール)に加え、必要に応じて監査品質委員会を中心に「五十鈴監査法人独自の監査ツール(IAT)」を作成し、各監査チームに展開しています。

ISUZU AUDIT TOOLS / IAT

監査サンプリングツール

会計上の見積り(重要な仮定)の分析シート

分析の実証手続の
テンプレート

Lead Scheduleの
自動作成ツール

グループ監査対応の
手順書

監査の品質管理規程

監査の品質管理規程に関するガイドライン

研修運営に関するガイドライン

専門的な見解の問合せに関するガイドライン

監査調書の管理に関するガイドライン

02 監査ファイルの最終的な整理及び監査調書の管理・保存

「監査調書の管理に関するガイドライン」に基づき、監査ファイルの最終整理と保存を管理しています。原則として全監査業務について電子化しており、調書整理期間内にアーカイブします。アーカイブ後は法令等で定める例外的な状況を除き監査調書の修正・追加はできない仕組みとしています。

監査ファイル

アーカイブ

保管・管理

CaseWare Working Papers

原則、全ての監査業務を電子化

03 契約の新規締結又は更新に関する事項

監査契約の新規締結・更新に当たり、担当社員が必要資料を作成し、社員会で十分に協議した上で承認を得ています。特に新規受嘱時にはリスク評価シートを作成し、十分な人員とキャパシティの確保を重視しています。

新規受嘱

リスク評価

社員会協議

受嘱判断

★ 2026年6月：HR (ヒューマン・リソース) 担当社員を新設 ➡ キャパシティを継続モニタリング

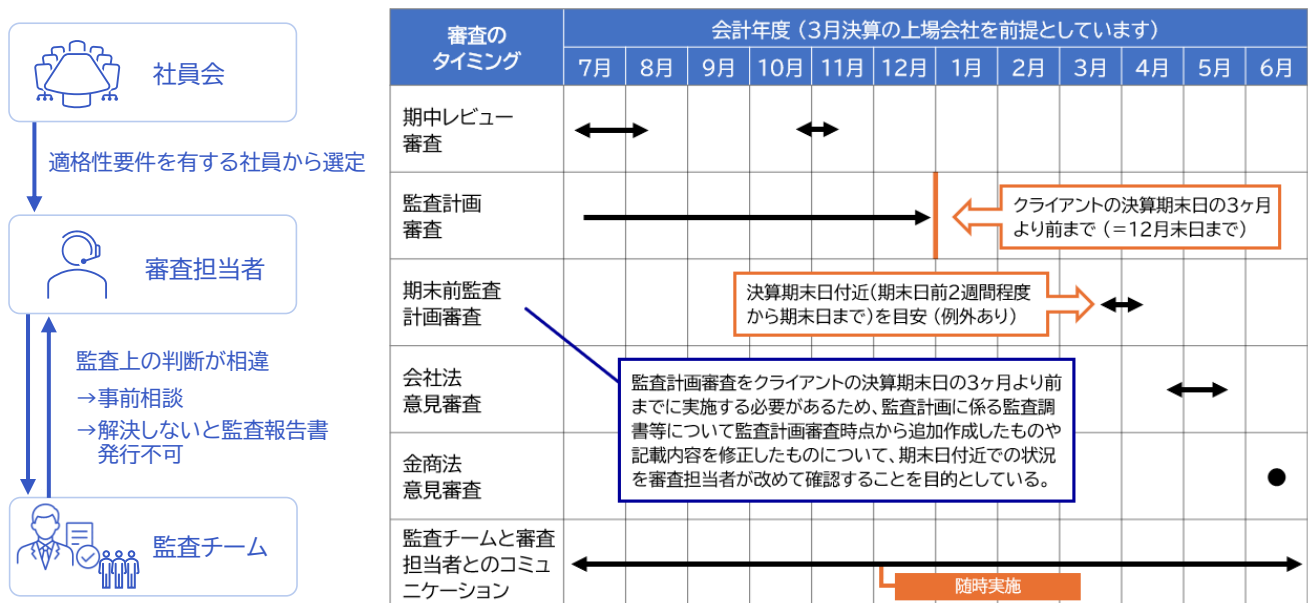
▶ P14「2. 品質管理基盤の状況 - 2026年度の取り組み HR担当社員の新設」をご参照ください。

2 品質管理基盤の状況

監査業務について

01 審査体制

「審査規程」及び「審査規程に関するガイドライン」において審査に関する方針及び手続（実施時期及び実施範囲など）を定めています。当監査法人は「コンカリング・レビュー・パートナー方式」を採用しており、審査担当者については「監査の品質管理規程に関するガイドライン」で定めた適格性要件を有する社員から選任しています。基準日時点で審査業務については適切に運用されていると認識しています。



02 専門的な見解の問合せ

「専門的な見解の問合せに関するガイドライン」において、専門的な見解の問合せに関する方針及び手続を定めています。専門性が高く、監査上の判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっていない事項が発生した場合には、当監査法人内外の専門的な知識及び経験等を有する者との討議などを通じて専門的な事項に係る見解を得ることとしています。



基準日時点
(2026年3月31日時点)

専門的な見解の問合せ先は適切に選定しており、専門的な見解の取得プロセスも適切に運用されていることから特段の問題は識別していません。

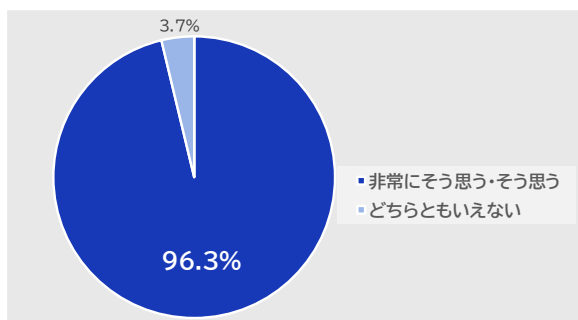
2 品質管理基盤の状況

品質管理及びマネジメントの考え方に関するアンケート

全専門要員を対象とするアンケートを毎年実施しています。当該アンケートには自由記載欄を設けており、当監査法人の品質管理をより向上させていくための意見を募っています。

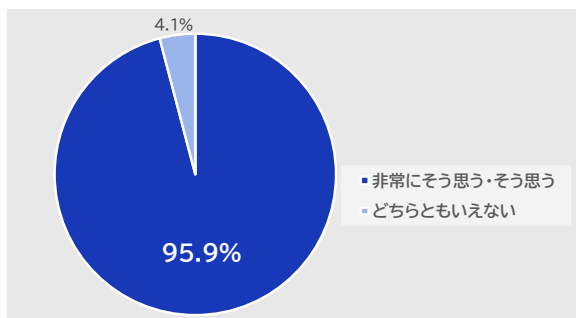


01 組織として監査品質を重視する意識があるか



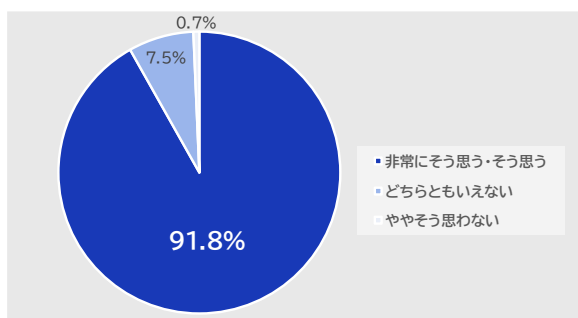
- ✓ 監査の品質を重視する風土がある
- ✓ 総括代表社員は監査品質最優先のメッセージを発信している
- ✓ 社員の言動、判断から品質重視の姿勢が示されている
- ✓ 社員、職員は高いコンプライアンス意識を持っている
- ✓ 問題提起しやすい環境がある
- ✓ 改善意見を安心して発言できる

02 総括代表社員のマネジメント方針を理解しているか



- ✓ 経営方針の理解
- ✓ 五十鈴監査法人として求める組織風土の理解
- ✓ クライアントの新規受嘱方針への賛同

03 監査品質を重視する風土が浸透していると感じるか



- ✓ 監査品質を重視する風土の専門要員への浸透度を把握及び評価している
- ✓ アンケート結果が実際の改善活動に反映されている
- ✓ 監査品質重視の考え方が、専門要員に定着している

2026年5月1日を基準日として実施したアンケート結果

2 品質管理基盤の状況

品質管理システムのモニタリング

モニタリングの精度向上を目的として、上場会社を中心に、監査期間を通じた監査調書の確認と重要な監査論点の継続的なレビューを実施します。

01 日常的なモニタリング活動

当監査法人では、新しい基準や実務指針が公表されれば監査事務所のマニュアルなどに反映させたり各監査チームへ伝達し能力開発を適切に行うなど、日常的モニタリング活動を適切に実施しています。

監査マニュアル・監査ツールの改正

改正内容を監査チームに伝達

教育研修・CPD管理

研修計画策定
履修状況を継続管理

監査契約の締結・更新

チェックリスト等を用いて管理

監査品質委員会

基準改正等への対応
監査業務のモニタリング

02 定期的なモニタリング活動(完了した監査業務の検証)

品質管理担当社員が年間計画を定め、選定された検証担当者が完了した監査業務の検証を行います。指摘事項は根本原因を分析し、社員会への報告と改善措置につなげます。

定期的検証の結果

対象母集団数(…PIE)	13	法人
母集団のうち検証対象法人数	4	法人
1法人当たり平均検証時間数	46.5	時間
指摘事項数	5	個
うち、重要な指摘事項数	0	個

01
年間計画の策定

02
検証対象の選定

03
定期的検証実施

06
社員会へ報告

05
改善措置策定・実施

04
原因調査・分析

03 品質管理システムの評価

日本公認会計士協会 品質管理レビュー

2026年3月24日付

「重要な不備事項のない実施結果」を表明する品質管理レビュー報告書及び改善勧告書を受領しています。

日本公認会計士協会は、監査業務の適切な質の水準の維持・向上を図り、監査に対する社会的信頼を維持・確保することを目的として、監査法人が行う監査の品質管理の状況をレビューする制度(品質管理レビュー制度)を公認会計士法の下で自主規制として実施しています。

公認会計士・監査審査会

過去に検査は受けておりません

公認会計士・監査審査会は、日本公認会計士協会から品質管理レビューに関する報告を受け、監査事務所の監査業務が適切に行われているか等を審査し、必要に応じて、監査事務所へ検査を行います。

2 品質管理基盤の状況

監査品質委員会

品質管理システムの整備及び運用を統括し、監査品質の向上を組織的に推進します。



品質管理システムの向上



教育研修体制の充実



モニタリング体制の強化

01 組織的な品質管理体制の構築

当監査法人では品質管理を組織的に実施することを目的として、品質管理担当社員を委員長とする「監査品質委員会」を組織しています。監査品質委員会は主に監査業務に関する日常的な監視活動を行うほか、監査品質委員長が品質管理計画表において定めた品質管理活動等を実施することとしています。

各種基準の改正等に伴い監査の品質管理規程、関連するガイドライン及び監査マニュアルの新設・改正が必要となった場合や、万が一品質管理上の問題が明らかになった場合などには、監査品質委員会の構成員に作業を分担、ないしは複数人によるプロジェクト・チームを組成することにより対応しています。

当監査法人は地方の監査法人ではありますが、大手監査法人出身者に監査品質委員会に積極的に参画してもらうことで、より一層の品質管理システムの向上を図ってまいります。

QUALITY MANAGEMENT COMMITTEE 監査品質委員会の構成				2026年3月31日現在
CHAIR 監査品質委員会 委員長		品質管理担当社員		船越 勇輝
VICE CHAIRS 監査品質委員会 副委員長		QUALITY MANAGEMENT MANAGERS 品質管理担当マネージャー		
本部・津 桑名		本部・津 8名		桑名 3名
端地 忠司				
岩田 哲也				
INFORMATION SYSTEMS うち情報システム担当		本部・津 2名		桑名 1名
				TOTAL 合計 14名



02 監査品質委員長からのメッセージ

昨今、監査法人の規模を問わず、不適切会計の事例が後を絶たない状況が続いています。そのような報に触れるたび、クライアントの皆様へ高品質な監査を提供することで財務情報の信頼性を確保し、利害関係者の保護を図り、もって健全な経済活動の維持発展に貢献することが社会インフラとしての監査法人の使命であり、当監査法人としても改めて襟を正していかなければならないと強く感じております。

当監査法人では品質管理体制をより強固なものとしていくため、監査品質委員会による組織的な品質管理活動を行っています。2025年度には、大手監査法人で主に教育研修を担当していた者がマネージャーとして加入し、監査品質委員会に参画してもらっています。2026年度の課題としては、このような人材を活用した教育研修体制の充実や、上場会社等の監査業務を中心とした監査品質委員会の構成員によるモニタリング体制の強化と考えています。

五十鈴監査法人では、大手監査法人のノウハウを引き続き吸収しながら、監査品質の弛みない向上を目指してまいります。

五十鈴監査法人 品質管理担当社員
監査品質委員長

船越 勇輝

2 品質管理基盤の状況

監査品質委員会の新たな取組み ★

01 品質管理システムのインフライト・モニタリングの実施

品質管理システムのモニタリングの精度向上を目的として、上場会社を中心として監査期間を通じた監査調書の確認と重要な監査判断の継続的なレビューを実施します。

構成 
監査品質委員会のメンバーからモニタリングチームを組成

重点対象 
✓ 特に上場会社についてモニタリングを強化
✓ メンバーにモニタリング対象会社を割り振る

確認対象 
監査計画、監査調書、重要な監査論点や新たな発生事象への対応

頻度 
✓ キックオフ・ミーティング
✓ 月例モニタリング(月に一度)
✓ 計画審査前のミーティング
✓ 期末監査実施前のモニタリング

監査チームとモニタリングチームとのミーティングには原則として監査品質委員長が立会い

02 インフライト・モニタリングの実施サイクル



懸念点を把握した場合は、監査チームに随時指摘・フィードバック

03 監査品質の確保とモニタリングチームの独立性担保

 **継続的レビュー**
監査期間を通じて監査調書と重要な監査判断を確認

 **随時連携**
懸念点があれば、監査チームと随時連携

 **独立性の確保**
監査計画、監査調書、重要な監査論点や新たな発生事象への対応

モニタリングチームは監査チームからは独立した構成

04 最新の会計や監査上のトピックに関する周知徹底の強化

監査品質向上のために、会計や監査上のトピックについて、これまで以上に情報発信と周知徹底を強化します。

情報収集  委員会での協議
 対話型研修会への参加
 自己学習

情報発信  メール等での情報発信
 共有フォルダの活用
 口頭での情報伝達

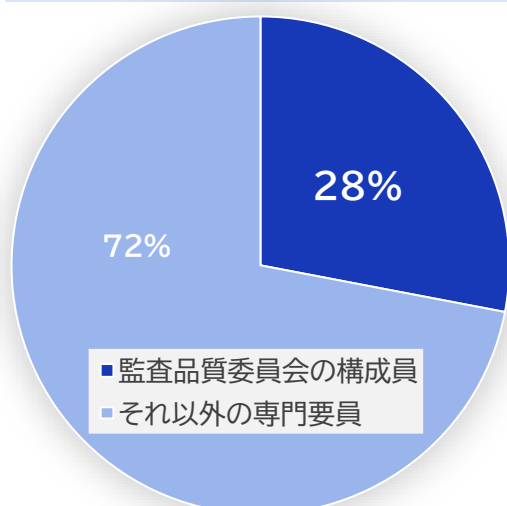
インフライト・モニタリングにて各監査チームが最新トピックに対応できているか確認

対話型研修会には、監査品質委員会のうち特にモニタリングチームメンバーは原則として参加

2 | 品質管理基盤の状況

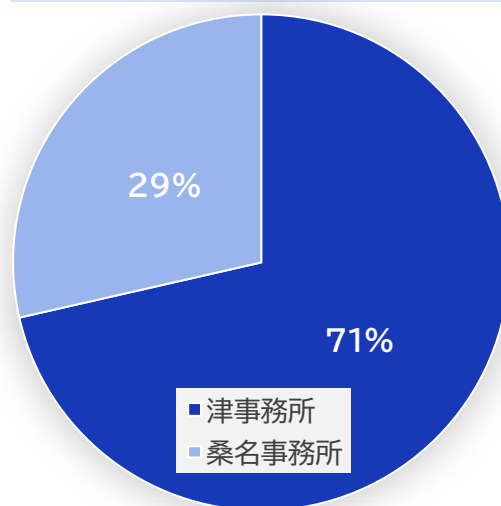
監査品質委員会に関するAQI

01 | 全専門要員に対する割合



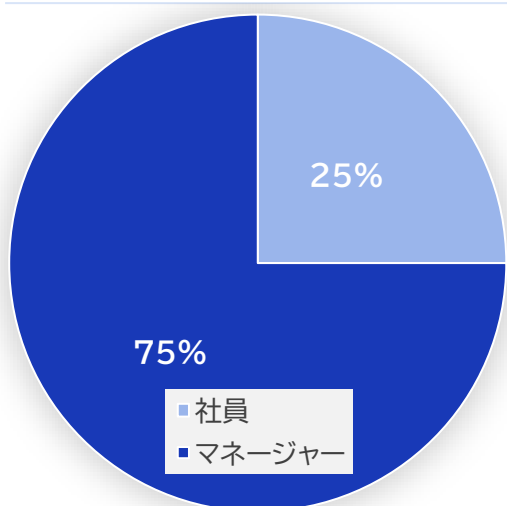
全専門要員 50 名
監査品質委員会の構成員 14 名

02 | 事務所別の割合



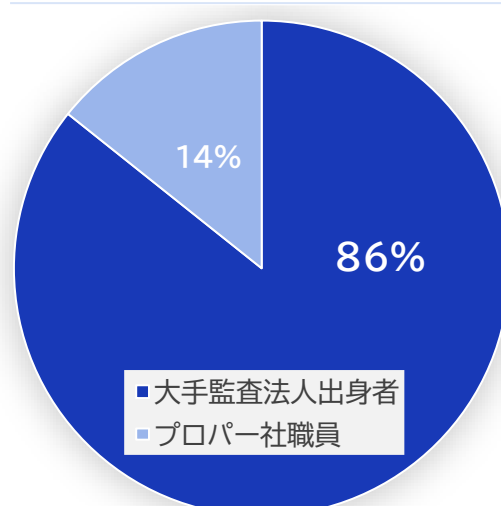
本部・津事務所 10 名
桑名事務所 4 名

03 | 職階別の割合



社員 3 名
マネージャー 9 名

04 | 出身法人別の割合



大手監査法人出身社員 12 名
プロパー社職員 2 名

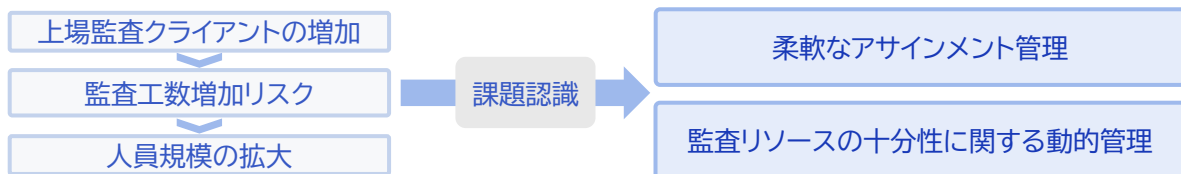
2026年3月31日現在

2 品質管理基盤の状況

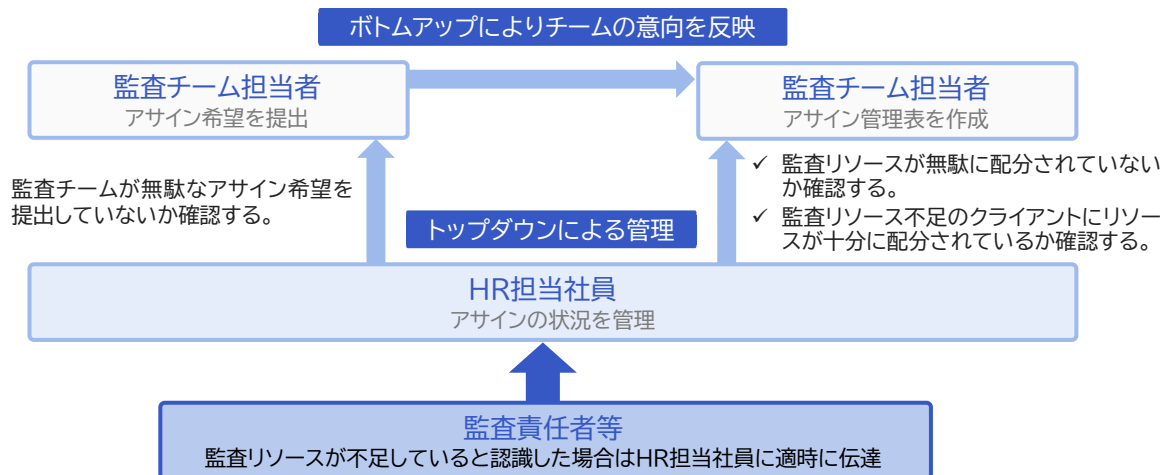
2026年度の取り組み HR担当社員の新設 ★

人員規模の拡大を踏まえ、社員担当業務として2026年6月にHR（ヒューマン・リソース）担当を新設しました。

01 HR担当社員を新設した背景



02 柔軟なアサインメント管理



03 監査リソースの十分性に関する動的管理



2 品質管理基盤の状況

五十鈴監査法人の特徴 金融機関監査

金融機関監査の実務経験・監査ノウハウ・分析ツールを組合せ、高品質な監査を実現しています。



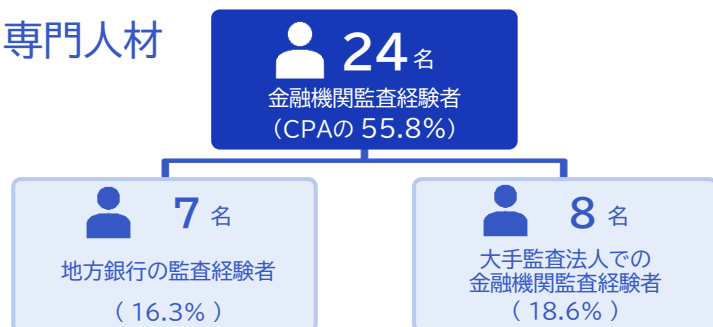
01 金融機関監査を支える4つの強み



02 金融機関監査に対応する専門人材

金融機関の監査に精通した専門人材が、監査チームの中核として監査品質を支えています。

※（ ）内はCPAIに占める割合



03 金融機関特有の論点を支える監査ツール



3 組織・ガバナンス基盤の状況

組織及びガバナンス体制

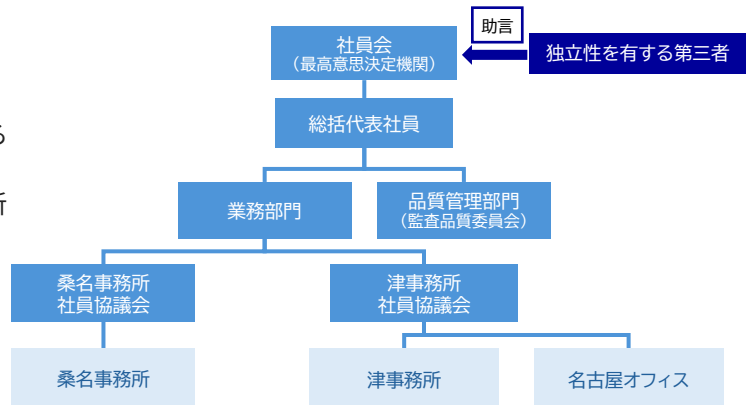
当監査法人は、社員間の相互牽制と社員会による合議を基本に重要事項を決定しています。

各事務所の社員協議会と品質管理部門が業務執行を支え、独立性を有する第三者から経営課題等への助言を受けています。

01 五十鈴監査法人 組織図

無限責任社員8名全員（うち代表社員5名）で構成する社員会において、重要事項を審議・決定します。各社員の担当業務の執行状況は、社員会及び各事務所の社員協議会において報告、検討及び承認します。

★ 2026年6月1日付で2名が新たに社員に就任しました。これにより、2026年6月以降は無限責任社員10名（うち代表社員5名）の体制となっています。



02 社員の選任方針

社員加入資格者の専門能力、誠実性・公正性、職業的専門家としての正当な注意力、守秘義務、職業倫理の遵守状況（独立性の規定を含む）、クライアントとの交渉力、当監査法人への貢献度（品質管理への意識と取組み、協調性や規律性、十分な責任感の保持など）について社員会で審査し、社員加入の是非を決定しています。



03 独立性を有する第三者

当監査法人は、社員及び職員を合わせて50名程度の中小規模であることから、経営機関による経営機能の実効性を監督・評価する独立した機関は設けておりませんが、「独立性を有する第三者」を選定し、適時に情報共有を行うことで経営課題等や経営機能の実効性についての助言を受けています。

佐久間 基 氏

公認会計士・税理士・USCPA

経営・税務・国際実務の知見を、経営機能と品質管理の実効性向上へ



学歴

京都大学農学部
生産環境科学科 卒業
米国ジョージ・ワシントン
大学 ビジネススクール 修了



主な職歴

国税庁 勤務
KPMG台湾 勤務
公認会計士佐久間会計事務所
所長



主な経歴

社外監査役、一般財団法人 代表
理事・監事、一般財団法人監事
元国税専門官採用試験
試験専門委員

期待する役割

- 経営機能 品質管理** 会計事務所の経営者、社外監査役等の経験を踏まえ、経営機能の実効性向上と品質管理システムの強化に関する助言を提供
- 多角的な 経営視点** 国税庁での勤務経験に基づき、多角的な視点から当監査法人の経営課題に関する助言を提供
- 国際的な 知見** 海外留学及び海外の会計事務所での勤務経験を背景に、国際的な知見を提供

社員会の出席率

2025年4月1日から2026年3月31日

※ 欠席の場合も社員会議録を共有した上で協議を行っています。

80%

4 人的基盤の状況

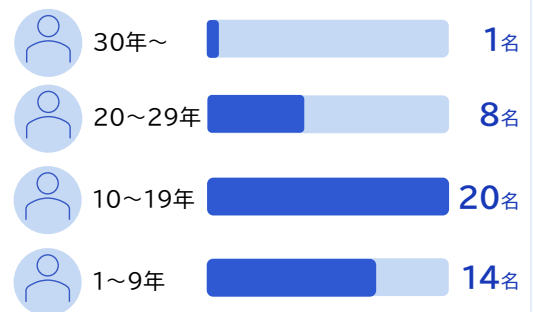
専門要員の構成

01 専門要員の属性



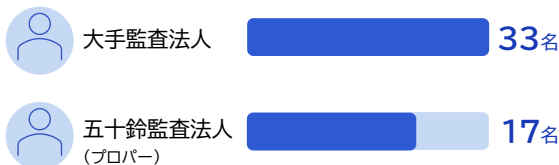
- ✓ 専門要員の大部分は公認会計士の資格を保有しています。
 - ✓ 当監査法人では監査経験年数が比較的長いメンバーが多く、十分な監査経験を有する者を各監査チームに配分することで高い監査品質を確保できていると考えています。
- | | |
|------------|-------------|
| 公認会計士 | 43名 (86.0%) |
| 公認会計士試験合格者 | 3名 (6.0%) |
| 監査アシスタント | 4名 (8.5%) |

公認会計士登録年数 (43名の内訳)



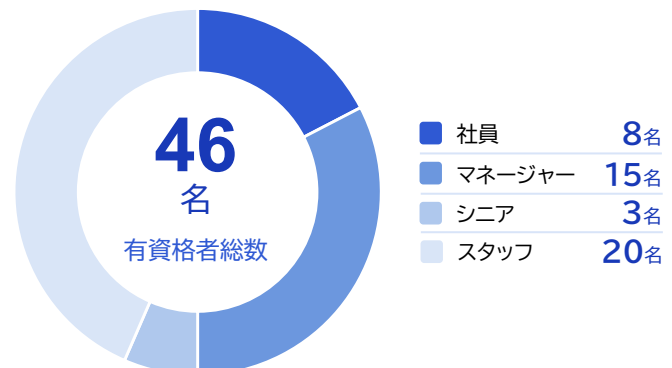
十分な監査経験を有する者を各監査チームに配分 **43名**

専門要員の出身法人 (50名の内訳)



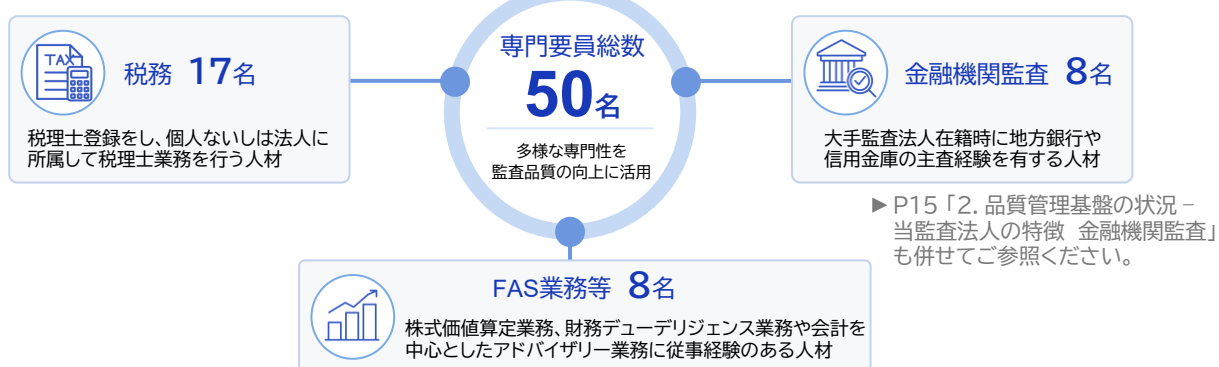
- ✓ 大手監査法人の出身者が6割超を占めています。
- ✓ 大手監査法人出身者の監査に関するノウハウを吸収しながら、監査品質の向上に努めています。

有資格者の役職別割合



02 多様な専門性・バックグラウンド

当監査法人には、各種専門分野で経験を積んだ人材が在籍しています。



多様な専門性と経験を有する人材の力を結集し、高い監査品質の確保に貢献

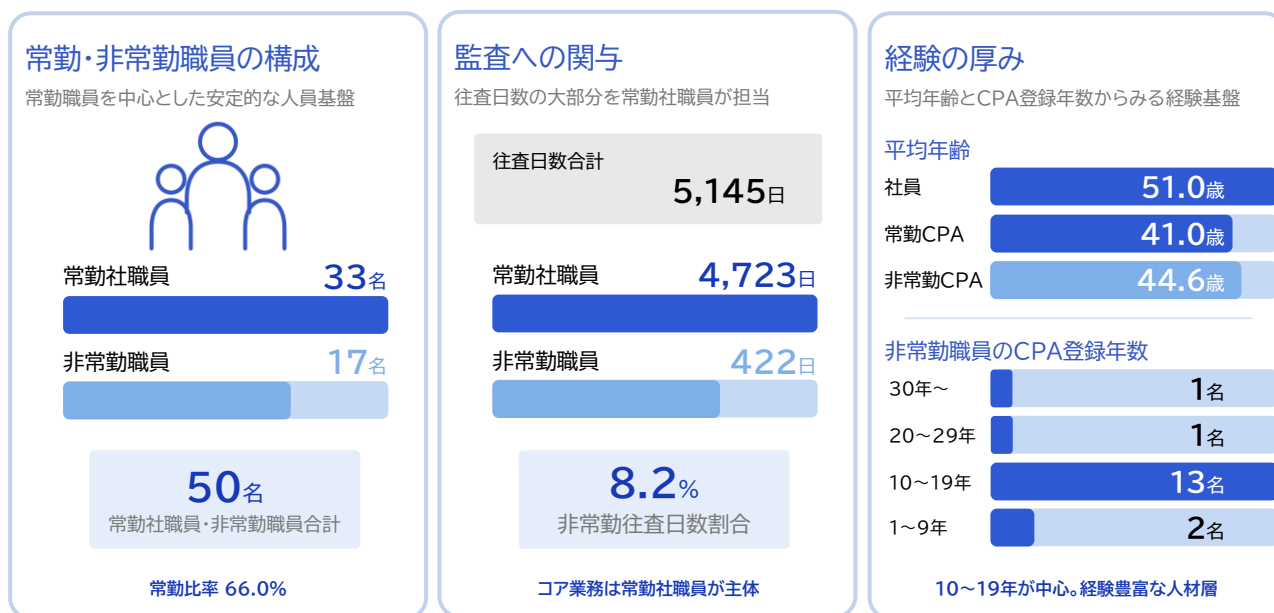
2026年3月31日現在

4 人的基盤の状況

専門要員の構成

01 常勤・非常勤職員の構成と当監査法人の考え方

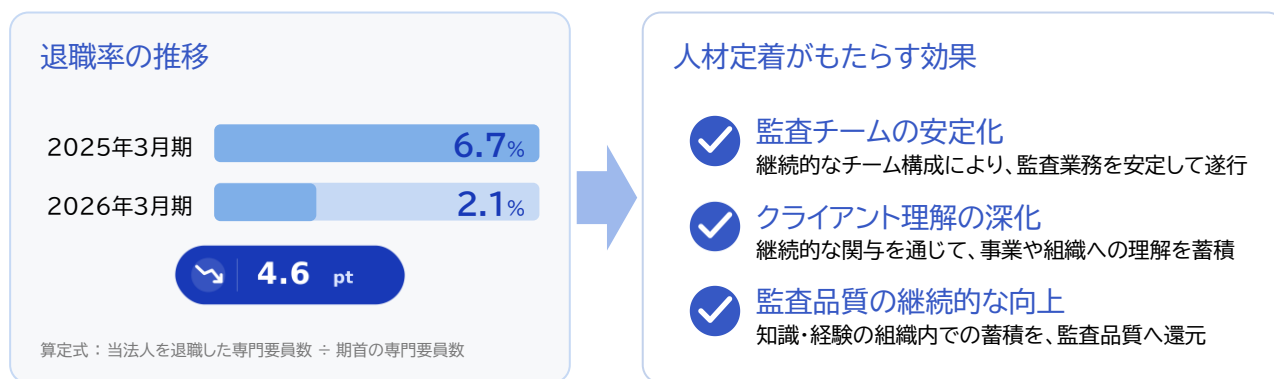
常勤社職員を中心に監査業務を実施し、経験豊富な非常勤職員の専門性を補完的に活用しています。



各監査チームのコアメンバー（監査マネージャー・主査等）には常勤職員を中心に配置
安定した監査チームの構成と、各クライアントとの随時のコミュニケーションを可能に

02 人材の定着状況

人材の入れ替わりを低い水準に抑えることで、安定的な監査チーム構成とクライアント理解の深化を図っています。



2026年3月31日現在

4 人的基盤の状況

研修運営に関する方針

監査品質を高めていくためには、当監査法人の専門要員一人ひとりの能力を継続的に向上させていくことが必要と考えています。

01 専門要員の育成を支える2つの柱



日々の業務を通じたOJT

監査業務の実践を通じて、判断力・専門能力・対応力を継続的に育成



体系的な研修

「研修運営に関するガイドライン」等に基づき、全専門要員の研修方針及び手続を整備

02 研修運営ガイドラインで定める方針・手続

- ✓ 全ての専門要員が継続的な研修を受けることの必要性を強調し、必要な研修の機会を提供
- ✓ 専門要員の研修運営に関する責任者を教育研修担当社員とし、専門要員の研修の履修状況について管理
- ✓ 専門要員が取得・履修すべき事項について研修に関する計画を定め、当該計画について社員会承認

1 継続的な研修機会の提供

- ✓ 専門要員に必要な適性・能力を維持し、継続的に開発する
- ✓ 全ての専門要員が継続的な研修を受ける必要性を強調

必要な研修機会を継続的に提供

2 履修状況の管理

- ✓ 研修運営の責任者として教育研修担当社員を配置
- ✓ 各専門要員の研修の履修状況を継続的に把握・管理

責任者を明確化し、履修状況を管理

3 研修計画の策定・承認

- ✓ 取得・履修すべき事項を整理し、研修に関する計画を策定
- ✓ 策定した研修計画について社員会の承認を取得

計画性とガバナンスを確保

研修計画に含むこととする必須研修

職業倫理に関する研修科目2単位

税務に関する研修科目2単位

監査の品質及び不正リスク対応に関する研修科目6単位
(CPD協議会が指定する不正事例に関する研修科目2単位を含む)

03 研修運営の実績（2025年度）



100%

CPD取得義務達成率

全専門要員が取得義務を達成

45単位

1年当たり平均

専門要員1人当たりの履修単位数

82単位

最多履修者

専門能力向上への積極的な取り組み

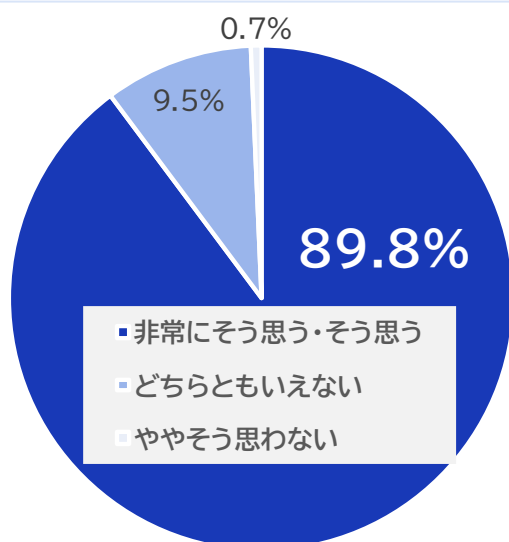
4

人的基盤の状況

研修等に関するアンケート結果

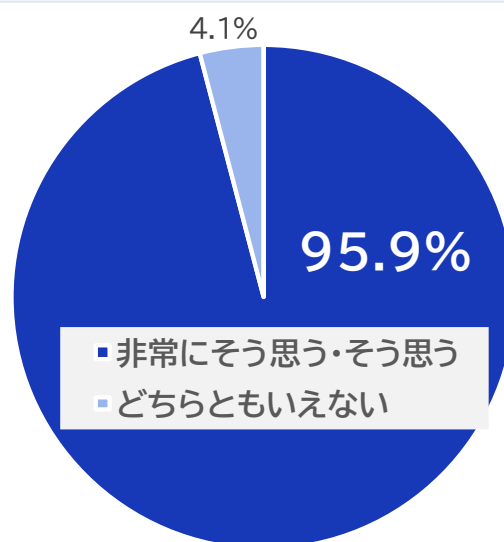
専門要員へのアンケート結果から、研修の適切性と情報提供の実効性を確認しています。

01 | 研修体制



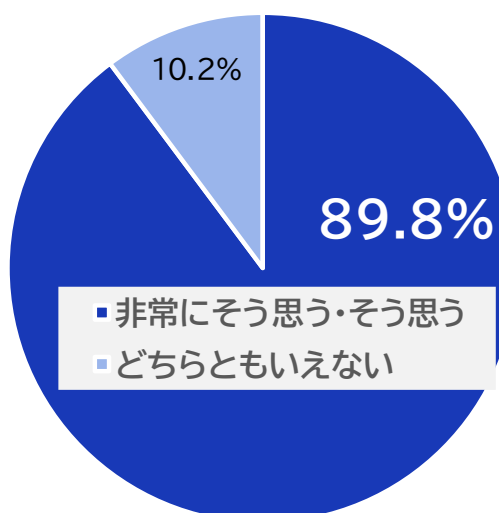
研修の体制は十分と感じるか

02 | 研修の選択



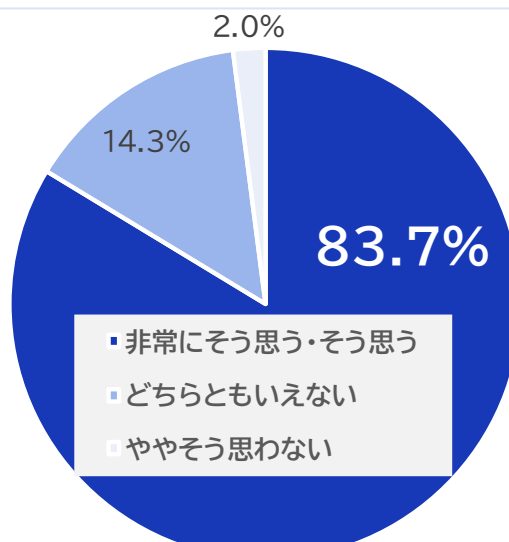
受講することを義務付けている研修は適切か

03 | 品質管理・職業倫理



品質管理・職業倫理等に関する教育は適切か

04 | 情報提供体制



会計・監査基準の改正等について情報提供は十分か

2026年3月31日現在

4 人的基盤の状況

人材育成に関する取組み

2025年度に大手監査法人で主に教育研修を担当していた者がマネージャーとして入所、人材開発担当マネージャーに就任しました。人材開発担当社員（品質管理担当社員が兼務しています）と連携して当監査法人の教育研修体制をより向上させる取組みを行います。

01 2025年度の取組み



マネージャー以下の受講必須研修

マネージャー以下の専門要員が受講すべCPD研修を選定し、当該受講状況についてモニタリングを実施



社員会で指定した受講必須研修

▶ P19「4. 人的基盤の状況 - 研修運営ガイドラインで定める方針・手続」をご参照ください。

02 2026年度 | 教育研修・情報提供体制の強化★

職階に応じた研修機会の拡充と、アンケート結果を踏まえた情報提供体制の改善を進めます。

1 監査アシスタントの能力向上



監査アシスタント向けの研修として
JFAEL提供
「監査アシスタントレベルアップ講座」
を活用予定

職階に応じた基礎能力の向上

2 改正情報の提供体制を強化



監査品質委員会による
品質リマインダー
担当を設置
P20「04 情報提供体制」
肯定的回答 83.7%

改正情報を確実に共有する体制へ

人材開発担当マネージャーが中心となり、「自己学習教材」の作成を進めます。

自己学習教材を整備

監査アシスタントの活用促進 + 人材の多様化

補助教材

「監査アシスタントレベルアップ講座」の補助に

実務の復習

監査経験の少ない専門要員向け

IATの理解向上

当監査法人独自の監査ツールの理解を深める

IAT関連教材

補助教材

I. 現金残高の検討

1. 実査結果との整合性確認

(1) 実査とは？

- ・決算日（付託）の現物を確認して、該当する資産の存在性（モノとしてあること）に対する証拠を入手に入れる監査手続
- ・実査する主な資産：現金、受取手形、有価証券（株式、債券）

(2) 調査作成の手順

- ・実査調査で確認した現金残高と勘定明細・補助帳簿明細を一致が確認できたら、実査調査とリファレンスをつける
- ・合計金額が試算表に整合していることを確認する

	内訳
実査調査と	本社
リファレンスをつける	A支店
合計	

II. サンプルテーブルの概要

1. リスクレベルの算定

(1) 目的

- ・母集団の性質を理解して、サンプリングしたときのリスクの高さを評価する

(例) ①抜き取りチェック対象外になった取引や残高に誤りがあるものがあるかどうか、あて場合、どの程度影響が大きいのか
②サンプル枠以外の他の監査手続をしているかどうか

(2) 調査様式

項目	リスク	サンプル数	リスク	サンプル数
1. 現金残高の検討	低	10	中	20
2. 有価証券の検討	低	10	中	20
3. 受取手形の検討	低	10	中	20
4. 売上高の検討	低	10	中	20
5. 売上高の検討	低	10	中	20
6. 売上高の検討	低	10	中	20
7. 売上高の検討	低	10	中	20
8. 売上高の検討	低	10	中	20
9. 売上高の検討	低	10	中	20
10. 売上高の検討	低	10	中	20

該当項目に「○」を付ける

点数に応じて必要サンプル数が変わる。
※点数が高いほど、リスクが高い
ため、必要サンプル数が増える

▶ IAT…P07「2. 品質管理基盤の状況 - 監査業務の実施」をご参照ください。

5 IT基盤の状況

情報セキュリティ・IT人材・IT利用環境の3面からIT基盤を強化

情報資産の保護と、監査業務を安定的に支える運営体制を整備

01 IT基盤を支える3つの柱

情報セキュリティ・IT人材・IT利用環境の整備により、監査業務を支えるIT基盤の強化を図っています。



関連規程

- ① 情報セキュリティ基本方針
- ② 情報セキュリティ対策基準
- ③ 情報セキュリティインシデント対応手順



情報セキュリティ

基本対応・対策基準
対応手順を整備

情報を取り扱う全員への
周知徹底と統制を実施



IT人材・運営体制

担当社員を中心に
複数名で補佐

IT系資格の取得を推進し
継続的な知識向上を図る



IT利用環境

監査調書を電子化
データ受領を効率化

CaseWareと大容量ファイ
ル送受信サービスを活用

02 IT人材の基盤



情報システム担当社員を
情報システム担当Mgが補佐

情報セキュリティの仕組みを構築

IT系資格保有者

資格を持つ専門要員が
ITソリューションを検討

情報セキュリティリスクに応じて
必要なIT知識の習得を継続

応用情報技術者試験 1名

基本情報技術者試験 2名

ITパスポート試験 5名

▶ 公認会計士資格の取得前にERPサービスや業務アプリケーションサービス
などを提供するシステム会社への勤務経験がある者が在籍しています。

03 ITの利用状況



電子監査調書システム CaseWare Cloud

監査ファイルを電子化し、監査業務の標準化を支援

2026年3月期より原則として全ての監査業務に導入



データ受領サービス 大容量ファイル対応

被監査会社等からのデータ受領と保全を支援

クライアント情報の保全

6

財務基盤の状況

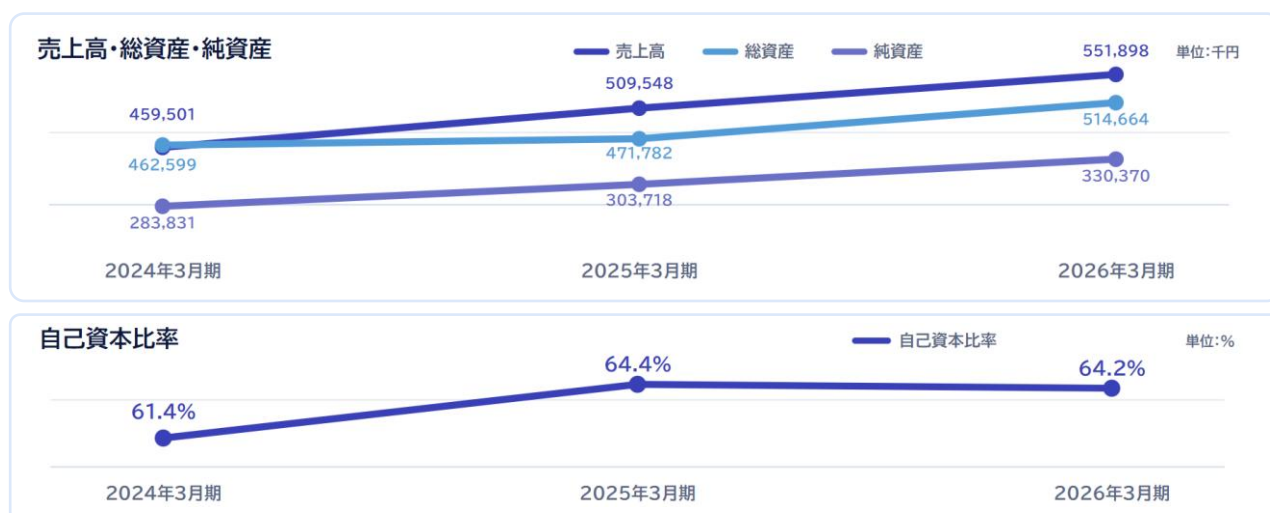
安定した財務基盤を維持

売上高・純資産ともに増加し、自己資本比率は安定的に60%以上を維持

01 | 2026年3月期の主要財務指標



02 | 直近3カ年の財務推移



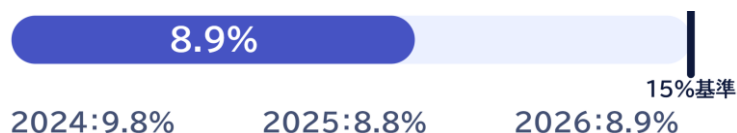
03 | 報酬依存度

8.9%

最大報酬依存度
2026年3月期

倫理規則で定める15%を下回っています。

▶ 特定のクライアントに対する報酬依存度を管理し、監査人の独立性を維持



7

国際対応基盤の状況

海外子会社等の監査にも柔軟に対応

グローバルネットワークには加盟せず、往査・リモート対応・構成単位の監査人の活用を組み合わせで対応

01 海外子会社等の監査対応

海外展開するクライアントの海外子会社等について、状況に応じた監査アプローチを選択します。



現地往査

海外子会社等へ
自ら往査

監査リスク等を考慮して実施



リモート対応

監査証拠を
リモートで入手

十分かつ適切な監査証拠を確保



構成単位の監査人の活用

必要に応じて
監査結果を利用

独立性・能力・監査手続を評価



構成単位の監査人を利用する場合の品質管理

構成単位の監査人の独立性・能力、実施した監査手続の適切性・十分性を評価
直接、メール、オンライン等により十分なコミュニケーションを確保します。

02 グローバルネットワークへの加盟状況



グローバルネットワーク
現時点で加盟無し



包括的な業務提携による
グループ経営
実施なし



今後の方針
必要に応じて
業務提携を検討
海外子会社が多いクライアントの
増加時など

現在、具体的な提携計画はありません。

今後の監査ニーズに応じ、他の公認会計士事務所等との業務提携による対応を検討します。

8

ガバナンス・コードへの対応状況

原則
1

監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。

指針	対応状況
1-1 監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。	当監査法人の経営理念は「高品質の監査」「価値観の共有」「地域社会への貢献」であり、監査業務の品質を最優先としつつクライアントの皆様から信頼を得ることを志向しています。これらを実現し、会計監査の品質の持続的な向上を図るべく、全社員を構成員とする社員会において「監査の品質管理規程」を制定し、品質管理に関する方針及び手続を定め、業務管理体制を整備しています。
1-2 監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。	- 当監査法人では監査業務の品質を重視する風土を監査法人内に醸成するため、「監査の品質管理規程」において法人の品質管理に関する方針及び手続、職業的専門家としての基準及び適用される法令等を遵守して業務を実施すること等に関し、専門要員に対してメッセージを明確に繰り返し示すこととしています。 - 当監査法人では、総括代表社員及び副総括代表社員と専門職員との面談を通して、品質管理の重要性について発信しています。 - 当監査法人では、総括代表社員から全ての専門要員に対し、監査業務の品質を重視する風土を監査法人内に醸成するためのマネジメントの考え方について、定期的にメッセージを配信しています。
1-3 監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである。	当監査法人では、社員の評価指針として「社員人事評価規程」を、常勤専門職員の評価指針として「人事考課規程」を、さらに非常勤専門職員の評価指針として「非常勤職員評価規程」を定めており、監査品質の向上への取組みを重要な評価要素としています。
1-4 監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。	- 当監査法人は中小規模であり社職員全体の顔が見えやすい環境にある中、総括代表社員を中心として監査法人の構成員の間での情報共有や議論が積極的になされる組織文化や風土を醸成するように努めています。 - 当監査法人では、監査チームメンバーにより行われる監査チームミーティングにおいて、意見交換を積極的に行うこととしています。 - 当監査法人では、主に上場会社を対象として監査品質委員会においてモニタリングチームを組成しています。当該モニタリングの過程において新たな会計基準や監査基準等の動向を共有するとともに、随時行われるミーティングには監査品質委員長（品質管理担当社員）が同席し、活発な議論を促しています。 - 当監査法人では、監査品質委員会のメンバーに品管リマインダー担当（会計基準や監査基準等の改正があった場合、当該情報について全専門要員に周知を促す担当者）を分担し、新たな会計・監査実務の知見の共有を図る体制としています。 - 当監査法人では、必要に応じて監査品質委員会を中心とした監査業務改善のためのプロジェクト・チームでの議論を行っています。 - 監査法人内部において定期的に研修会を開催し、会計監査を巡る課題や知見、経験の共有を図っています。

8

ガバナンス・コードへの対応状況

原則
1

監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。

指針	対応状況
1-5 監査法人は、法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方に加えて、利益相反や独立性の懸念に対し、規模・特性等を踏まえて具体的にどのような姿勢で対応を講じているかを明らかにすべきである。また、監査法人の構成員に兼業・副業を認めている場合には、人材の育成・確保に関する考え方も含めて、利益相反や独立性の懸念に対して、どのような対応を講じているかを明らかにすべきである。	✓ 当監査法人の業務内容は監査業務を中心としており、非監査業務については監査業務の品質を損なわない範囲で受嘱する方針としています。 ✓ 非監査業務について被監査会社から依頼を受けた場合には、倫理規則における独立性の定めを考慮して受嘱可能と判断した場合のみ受嘱する方針としています。 ✓ 監査法人の一部の構成員の兼業については認めており、独立性のチェックリスト等を通して利益相反や独立性に問題がないことを随時確認しています。また、非常勤職員についてはその実施する業務が利益相反や独立性の観点から問題がないかどうかについて、社員会で検討することとしています。
1-6 監査法人がグローバルネットワークに加盟している場合や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている場合、監査法人は、グローバルネットワークやグループとの関係性や位置づけについて、どのような在り方を念頭に監査法人の運営を行っているのかを明らかにすべきである。	✓ 当監査法人はグローバルネットワークには加盟しておらず、他の法人等との包括的な業務提携等の関係にはありませんが、必要に応じて海外の他の監査人等の業務の利用を行うことを想定しています。

8

ガバナンス・コードへの対応状況

原則
2

監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営（マネジメント）機能を発揮すべきである。

指針	対応状況
2-1 監査法人は、実効的な経営（マネジメント）機関を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて経営機関を設けないとした場合は、実効的な経営機能を確保すべきである。	✓ 当監査法人では、実効的な経営機関として社員全員により構成される社員会を設置し、定期的に開催して組織運営、品質管理やその他の案件について議論し、経営に係る意思決定を行っています。
2-2 監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。 ✓ 監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与 ✓ 監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備 ✓ 法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備 ✓ 監査に関する業務の効率化及び企業においてもデジタル化を含めたテクノロジーが進化することを踏まえた深度ある監査を実現するためのIT 基盤の実装化（積極的なテクノロジーの有効活用を含む。）に係る検討・整備	✓ 社員会において各社員の担当業務を定め、当該担当業務の執行状況につき社員会にて報告・検討及び承認決議を行っています。総括代表社員及び副総括代表社員のほか、主な社員担当業務として、品質管理担当、人材開発（研修）担当、総務担当、HR担当、情報セキュリティ担当等を定めています。 ✓ 当監査法人では、品質管理担当社員を委員長とする「監査品質委員会」を設置し、監査品質委員会のメンバーがそれぞれ分担された品質管理業務を遂行することで、監査品質の向上に努めています。なお、各メンバーの実施作業については当該委員会の委員長である品質管理担当社員が適宜コントロールを行っています。 ✓ 万が一監査業務の品質管理上の問題点が明らかになった場合等は、必要に応じて監査品質委員会を中心としたプロジェクト・チームにおける議論により問題の解決を図っています。なお、当該議論の結果については品質管理担当社員が社員会に報告し、協議を行う体制としています。 ✓ 社員の人事評価に関しては「社員人事評価規程」を、専門職員（常勤職員）の人事評価に関しては「人事考課規程」を、非常勤職員の人事評価に関しては「非常勤職員評価規程」を定め、人事管理や評価に関する体制を構築しています。
2-3 監査法人は、経営機能を果たす人員が監査実務に精通しているかを勘案するだけでなく、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機能を果たす人員を選任すべきである。	✓ 当監査法人では、実効的な経営機関として社員全員により構成される社員会を設置し、定期的に開催して組織運営、品質管理やその他の案件について議論し、経営に係る意思決定を行っています。

8

ガバナンス・コードへの対応状況

原則
3

監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。

指針	対応状況
3-1 監査法人は、経営機関等による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて監督・評価機関を設けないとした場合は、経営機能の実効性を監督・評価する機能や、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。	✓ 当監査法人では実効的な経営機関として社員全員により構成される社員会を設置しており、定期的開催して組織運営、品質管理やその他の案件について議論し、経営に係る意思決定を行っています。 ✓ 中小規模である当監査法人では監督・評価機関は設けておりませんが、独立性を有する第三者より、経営機能の実効性向上に資する助言や品質管理システムに関する助言を得る体制としています。
3-2 監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。併せて、当該第三者に期待する役割や独立性に関する考え方を明らかにすべきである。	✓ 独立性を有する第三者の独立性については、会社法で定められている社外役員の要件、東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドライン」及び「独立役員の確保に係る実務上の留意事項」等を参考に検討することとしています。 ✓ 当該第三者に期待する役割については指針3-3をご参照ください。
3-3 監査法人は、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。 ✓ 経営機能の実効性向上に資する助言・提言 ✓ 組織的な運営の実効性に関する評価への関与 ✓ 経営機能を果たす人員又は独立性を有する第三者の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与 ✓ 法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与 ✓ 内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与 ✓ 被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与	✓ 独立性を有する第三者が担う役割は以下のとおりです。 ・ 経営機能の実効性向上及びガバナンスの強化に関する助言 ・ 経営課題に関する助言 ・ 独立性を有する第三者の経験に基づく新たな知見の提供
3-4 監査法人は、監督・評価機関等が、その機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである。	✓ 当監査法人は独立性を有する第三者に対して適時かつ適切に必要な情報を提供すること、また、独立性を有する第三者は当監査法人が求める役割を果たすことについて、双方が合意しています。 ✓ 上記については当監査法人と独立性を有する第三者との間で契約を締結し、それぞれの義務を明確にしています。

8

ガバナンス・コードへの対応状況

原則
4

監査法人は、規模・特性等を踏まえ、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。

指針	対応状況
4-1 監査法人は、経営機関等が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。	✓ 当監査法人の社員は監査現場に随時往査しており、必要な情報等を適時に入手するとともに、社員会及び各事務所の社員協議会における意見交換や議論を通じて共有しています。 ✓ 最新の会計基準、監査基準や倫理規則等につき法人内研修会で専門要員が受けるべき必須研修として指定することで、会計監査の品質向上に向けた情報を共有しています。 ✓ 品質管理システムのモニタリングの精度向上を目的として、上場会社を中心として監査期間を通じた監査調書の確認と重要な監査判断の継続的なレビューを実施します。その過程で、監査チームとモニタリングチームとの意見交換や議論が積極的になされます。 ✓ 会計監査の品質の向上のため、監査品質委員会のメンバーより「品質リマインダー担当」を選任し、会計基準や監査関連指針等の改正があった場合には適時に情報発信を行います。
4-2 監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。	✓ 当監査法人では、社員の評価指針として「社員人事評価規程」を、常勤専門職員の評価指針として「人事考課規程」を、さらに非常勤専門職員の評価指針として「非常勤職員評価規程」を定めており、監査品質の向上への取組みを重要な評価要素としています。
4-3 監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。 ✓ 法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること ✓ 法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること ✓ 法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用すること ✓ 法人の構成員が業務と並行して十分に能力開発に取り組むことができる環境を整備すること	✓ 当監査法人では各監査チームにおける構成員の配置を検討して「往査配分表」を作成し、社員会においてこれを検討・承認しています。 ✓ 指針1-5に記載のとおり、非監査業務については監査業務の品質を損なわない範囲で受嘱する方針です。なお、非監査業務の経験から得られる幅広い知見を監査業務に活用することの重要性も認識していることから、非監査業務を実施するための時間的かつ人的リソースを有している場合には受嘱することとしています。 ✓ HR(ヒューマン・リソース)担当社員を配置し、柔軟なアサインメント管理や監査リソースの十分性に関する動的管理を行っています。 ✓ 当監査法人は、株式公開支援業務(IPO)、企業組織再編に関するアドバイザリーや財務デュー・デリジェンスを含むファイナンシャルアドバイザリーサービス業務、その他のコンサルティング業務等を通じて知識、経験を蓄積した人材を有しています。 ✓ 当監査法人では、指針1-3、2-2、4-2に記載したように定期的に人事評価を行っています。 ✓ 当監査法人では受講すべき研修を予め指定するとともに、人材開発担当社員が各専門要員のCPDの受講状況をモニタリングすることで、専門要員が十分に能力開発に取り組むことができる環境を整備しています。

8

ガバナンス・コードへの対応状況

原則
4

監査法人は、規模・特性等を踏まえ、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。

指針	対応状況
4-4 監査法人は、被監査会社のCEO・CFO 等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。	✓ 監査計画におけるリスク評価のため、定期的に被監査会社の経営陣幹部とのコミュニケーションを行うとともに、監査計画の説明及び監査結果の報告等、年間を通じて被監査会社の経営陣幹部及び監査役等とのコミュニケーションを行っています。 ✓ 往査の都度、被監査会社の監査役等並びに経理担当部長及び内部統制担当部長等と監査上のリスク等について意見交換をしています。
4-5 監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念することがないように留意すべきである。	✓ 「監査の品質管理規程」において、当監査法人内外からもたらされる情報に対処するための方針及び手続を定めており、通報者が不当な取扱いを受けることがないように留意しつつ、伝えられた情報を適切に活用します。 ✓ 当監査法人のウェブサイトにおいて監査ホットライン窓口を設置しており、内部及び外部からの通報に対して伝えられた情報を適切に活用する体制を定めています。なお、当該窓口は監査品質委員会としており、通報者が不利益を被る危険がないよう留意しています。

8

ガバナンス・コードへの対応状況

原則
5

監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。

指針

対応状況

5-1

監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、一般に閲覧可能な文書等で、わかりやすく説明すべきである。

✓ 本報告書を公開し、説明しています。

5-2

監査法人は、品質管理、ガバナンス、IT・デジタル、人材、財務、国際対応の観点から、規模・特性等を踏まえ、以下の項目について説明すべきである。

- ✓ 会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢
- ✓ 法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針
- ✓ 監査法人の中長期的に目指す姿や、その方向性を示す監査品質の指標(AQI: Audit Quality Indicator)又は会計監査の品質の向上に向けた取組みに関する資本市場の参加者等による評価に資する情報
- ✓ 監査法人における品質管理システムの状況
- ✓ 経営機関等の構成や役割
- ✓ 監督・評価機関等の構成や役割。独立性を有する第三者の選任理由、役割、貢献及び独立性に関する考え方
- ✓ 法人の業務における非監査業務(グループ内を含む。)の位置づけについての考え方、利益相反や独立性の懸念への対応
- ✓ 監査に関する業務の効率化及び企業におけるテクノロジーの進化を踏まえた深度ある監査を実現するためのIT 基盤の実装化に向けた対応状況(積極的なテクノロジーの有効活用、不正発見、サイバーセキュリティ対策を含む。)

✓ 「総括代表社員からのメッセージ」に記載しています。

✓ 「当監査法人の経営理念」に記載しています。

✓ 「総括代表社員からのメッセージ」のほか、AQIにつきましては本報告書の各パートに情報として記載しています。

✓ 「2 品質管理基盤の状況」に記載しています。

✓ 「3 組織・ガバナンス基盤の状況」に記載しています。

✓ 会計事務所の経営者、社外監査役や一般社団法人理事等の経験を通して培われた、経営機能の実効性向上に資する助言や品質管理システムの強化に関する助言等を期待し、公認会計士の佐久間基氏を独立性を有する第三者として選任しています。

✓ 非監査業務について被監査会社から依頼を受けた場合には、倫理規則における独立性の定めを考慮して受嘱可能と判断した場合のみ受嘱する方針としています。指針1-5もご参照ください。

✓ 当監査法人は情報セキュリティに関する方針を定めるとともに、情報セキュリティに関する基本的な考え方やインシデント発生時の対応等について全ての専門要員に周知しています。また、全ての専門要員にセキュリティ対策や一定の機能の制限などを施したPCを貸与しており、最終的なコントロールを法人の管理下に置いています。

✓ 当監査法人では電子調書システム(CaseWare Cloud)を導入しています。また、被監査会社等からのデータ受領のため、大容量ファイルの送受信サービスも導入することで、監査業務の電子化を進めています。

8

ガバナンス・コードへの対応状況

原則
5

監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。

指針	対応状況
5-2 監査法人は、品質管理、ガバナンス、IT・デジタル、人材、財務、国際対応の観点から、規模・特性等を踏まえ、以下の項目について説明すべきである。 ✓ 規模・特性等を踏まえた多様かつ必要な法人の構成員の確保状況や、研修・教育も含めた人材育成方針 ✓ 特定の被監査会社からの報酬に左右されない財務基盤が確保されている状況 ✓ 海外子会社等を有する被監査会社の監査への対応状況 ✓ 監督・評価機関等を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価	✓ 「4 人的基盤の状況」に記載しています。 ✓ 「6 財務基盤の状況」にも記載しているとおり、報酬依存度が15%を超える被監査会社はありません。 ✓ 海外展開する被監査会社の海外子会社等の監査については、監査リスク等を考慮して海外子会社に自ら往査するとともに、リモートにて監査証拠を入手することとしております。また、必要に応じて海外の他の監査人の監査結果の利用を行うことを検討しますが、この場合は他の監査人の独立性及び能力や他の監査人が実施した監査手続の適切性及び十分性を評価するとともに、他の監査人と直接、またはメール及びオンライン等の手段を用いて十分なコミュニケーションを図ります。 ✓ 指針5-5をご参照ください。
5-3 グローバルネットワークに加盟している監査法人や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている監査法人は、以下の項目について説明すべきである。 ✓ グローバルネットワークやグループの概略及びその組織構造並びにグローバルネットワークやグループの意思決定への監査法人の参画状況 ✓ グローバルネットワークへの加盟やグループ経営を行う意義や目的(会計監査の品質の確保やその持続的向上に及ぼす利点やリスクの概略を含む。) ✓ 会計監査の品質の確保やその持続的向上に関し、グローバルネットワークやグループとの関係から生じるリスクを軽減するための対応措置とその評価 ✓ 会計監査の品質の確保やその持続的向上に重要な影響を及ぼすグローバルネットワークやグループとの契約等の概要	✓ 当監査法人はグローバルネットワーク加盟しておらず、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っておりませんので、該当事項はありません。

8

ガバナンス・コードへの対応状況

原則
5

監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。

指針	対応状況
5-4 監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。	✓ 当監査法人では、主要な被監査会社の経営者や監査役等とのコミュニケーションに際して意見交換を行い、得られた意見を共有することにより監査業務における監査品質の更なる向上に努めています。経営者や監査役等とのコミュニケーションに当たっては、本報告書も活用し、理解の促進に努めております。 ✓ 資本市場の参加者（証券会社、他の監査法人や信託銀行など）が主催する意見交換会や研修会に積極的に参加し、情報交換に努めています。また、特に証券会社の担当者とは随時個別に面談を行っており、有益な知見を得ております。
5-5 監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価すべきである。	✓ 当監査法人では、経営理念を達成するために必要となる品質目標を、「監査に関する品質管理基準（企業会計審議会）」等で示される品質管理システムの構成要素に関連付けて決定しています。なお、品質目標の達成を阻害するリスクの識別及び評価、リスクへの対処からなる品質管理システムに係るリスク評価プロセスの整備及び品質目標が十分か否かの評価は、監査品質委員会で検討した上で社員会に報告し、協議しております。 ✓ 当監査法人では、品質管理システムが有効に運用され監査業務の質が適切に保たれていることを確認するため、品質管理システムに関する「日常的なモニタリング活動」及び「定期的なモニタリング活動」を実施しています。
5-6 監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。	✓ 当監査法人は「品質管理に関する年次報告書」を作成し、日本公認会計士協会及び当監査法人のホームページで公開することにより品質管理の状況について情報開示を行うとともに、当監査法人に対する問合せについては監査品質委員長が窓口となり、資本市場との参加者等との意見交換を行ってまいります。また意見が寄せられた場合は、適時に社員会において内容を共有します。



ISUZU AUDIT CORPORATION

Since 1983